

構想委員会の開催について

〔令和元年9月3日〕
〔知的財産戦略本部長決定〕

- 1 知的財産戦略本部令（平成15年政令第45号）第4条の規定に基づき、「知的財産戦略ビジョン」（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）に掲げた「価値デザイン社会」の実現のために必要な中長期の方向性及び具体的な施策を構想するとともに、各種施策の実施状況の検証・評価を行い、その実効を確保するために必要な措置を検討するため、構想委員会を開催する。
- 2 構想委員会の構成員は、知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから知的財産戦略本部の副本部長たる内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）が指名する。
- 3 構想委員会の座長は、構想委員会の構成員のうちから、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）が指名する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、他の構成員のうちから座長代理を指名することができる。
- 5 構想委員会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 6 構想委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、構想委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。